

# 仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度県立高校全国募集周知等委託業務（大分県立芸術緑丘高等学校）

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

本業務は、令和8年度入試から全国募集を実施している大分県立芸術緑丘高等学校（以下、芸術緑丘高校）の学校の魅力を県外の受験生に周知し、県外からの受験者数を増やすことを目的とする。

本事業の実施にあたっては、芸術緑丘高校でのヒアリングを実施し、全国でも数少ない音楽を専門的に学べる芸術緑丘高校の魅力の深掘りを行い、ターゲット層に対して、学校の魅力をわかりやすい表現で周知を実施することとする。

## 4 委託業務内容

### （1）全国募集周知業務

#### ア 本業務のターゲット等の設定

地域：主要都市（東京、大阪、福岡）及び九州・中国地方

性別：男女問わず

年代：中学生（主に中学校3年生、中学校2年生）及びその保護者

実施期間：令和8年4月～令和9年3月

行動変容：県外の中学生やその保護者が、芸術緑丘高校を受験したいという意識を高める

#### イ 目標設定

（ア）本業務の目的を達成するうえで、目標項目と目標値は業務開始後、学校側と双方協議の上、設定を行うこと。

（イ）設定した目標に対し、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

#### ウ 受託者による情報発信運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「全国募集情報発信運用計画」を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

##### 【情報発信運用計画に盛り込むべき事項】

#### （ア）本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

#### （イ）事業期間を通じた情報発信業務

カスタマージャーニーに基づき、以下の業務を実施する。

① 学校紹介プロモーション動画作成（PR動画更新を含む）

② 学校案内リーフレットデザイン制作（印刷を含む、学校説明会等での配布を想定）

③ 学校オリジナルグッズの作成

- ④ SNS広告手法
- ⑤ 目標設定（前述 イ 参照）
- ⑥ その他必要な事項

## エ 情報発信の運用管理

- (ア) 業務（４）で制作する広告クリエイティブを用いて、情報発信運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、SNS、等への情報発信を実施すること。使用するメディアやツール等（情報発信期間・回数・場所等含む）は提案すること。
- (イ) 情報発信費用は委託金額の中に含むこと。広告期間は令和9年3月31日までとする。

## 5 成果物及び提出物

### (1) 学校オリジナルグッズ等について

- ア 本業務により制作した物品に制作・使用した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
- イ 受託者は、成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に、甲に対して無償で譲渡するものとする。
- ウ 受託者は、成果物に関し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条）を行使しないものとする。
- エ 受託者は、本業務により制作した画像及び成果物を、甲の書面による事前の承諾なく、自ら利用（複製、転用、展示、公表、自己の宣伝活動への使用等）し、又は第三者に利用させてはならない。

### (2) 報告書

- ア 業務完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
  - (ア) 全国募集周知業務にかかる効果検証分析レポート
  - (イ) 全国募集周知業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

## 5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

## 6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。特に情報発信に係る業務の詳細（印刷部数、配付方法等）については、委託者側と協議し決定すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は委託

者側に帰属することとする。

- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務委託は、貸金水準の変動に基づく契約金額の変更条項（貸金スライド条項）を適用する契約である。
- (6) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者側と十分協議すること。